

(教育庁)

請願番号	件名	処理経過および結果報告
請願第12号	法律の専門家等による学校問題解決のための支援体制の構築に関する請願	<p>○学校では、担任だけでなく複数の教員が連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭など専門スタッフとともにチームで対応し、児童生徒や保護者の心理・福祉面の支援を行っている。</p> <p>○学校だけでは判断が難しい事案（例：保護者間のトラブル、過剰な要求への対応、児童生徒同士の重大なトラブルなど）に対して、スクールロイヤーによる法的助言を受けられる仕組みを整備しており、令和2年度から令和6年度までに延べ58件の相談に対応してきた。</p> <p>○令和7年12月に学校における保護者対応の具体例を示した「学校と保護者のよりよい関係づくりのためのガイドライン」を新たに作成・配布し、担任だけに任せずに学校として組織的に対応することや、弁護士を含む外部との連携強化を呼びかけた。</p> <p>○スクールロイヤー制度について、福井弁護士会と協議を進め、従来の助言のみならず、保護者対応への同席や、学校だけでは対応困難な事案に対しての代理対応など機能拡充を検討しており、来年度からの運用開始を目指している。</p>